

# 公正取引委員会の重点施策

平成21年12月  
公正取引委員会

## 1 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用

官製談合の一掃等が重要な政策課題になっているとの認識の下に，官製談合を含む入札談合事案に厳正に対処するとともに，国際カルテル事案を含めた各種カルテル事案への取組を強化する。

## 2 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化

中小企業の総合的支援の一環として，公正な市場環境を整備するため公正取引委員会の機能強化・体制充実が重要な政策課題となっているとの認識の下に，中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売，差別対価等の行為，製造分野・サービス分野における下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するほか，下請法違反行為の未然防止に向けた積極的な普及活動等を行うことにより，下請取引の公正化を推進する。

## 3 競争環境の整備

2010年度に国際競争ネットワーク（ICN）カルテルワークショップを日本で主催するなどICNやOECD等を通じた競争当局間の国際協力を積極的に推進するとともに，東アジア諸国等への技術支援・協力を実施する。

経済情勢の変化に応じた競争環境を整備するため，関係各省庁との連携を図るための体制を強化する。

## 4 競争政策の運用基盤の強化

競争政策の見直しや，国際的な企業結合事案の増加に対応した体制強化を図る。

## 所管法令の概要等

### 1 所管法令

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（下請法）
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）

\* 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）については，平成21年9月1日に公正取引委員会から消費者庁に全面移管。

### 2 独占禁止法の概要等

#### (1) 目的

公正かつ自由な競争を促進し，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること。

#### (2) 主な規制内容

- ア 私的独占（競争事業者の支配・排除）の禁止
- イ 不当な取引制限（カルテル，入札談合等），事業者団体の競争制限行為の禁止
- ウ 不公正な取引方法（優越的地位の濫用，不当廉売，再販売価格の拘束等）の禁止
- エ 企業結合の規制（株式保有，合併，事業譲受け等競争制限的な場合を禁止）

#### (3) 違反に対する措置等

- ア 行政措置（排除措置命令，課徴金納付命令）

違反行為をした者に対し，意見申述・証拠提出の機会を与えるなどの事前手続を踏んだ上で排除措置命令や課徴金納付命令を行う。

## イ 刑事罰

公正取引委員会は、不当な取引制限のうち国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる重大・悪質な事案等について、刑事処罰を求めて告発を行う。

## ウ 民事訴訟

(ア) 私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法等による被害者は，民法又は独占禁止法に基づき，損害賠償請求訴訟をすることができる。

(イ) 不公正な取引方法による被害者は，差止請求訴訟をすることもできる。

## (4) 運用状況

### ア 最近の法的措置，警告及び告発件数等の推移

(単位：件，名)

年度		18	19	20	21 (4月～10月)
行政	事件数 (うち入札談合)	13 (6)	24 (14)	17 (2)	17 (9)
	関係人数 (うち入札談合)	73 (59)	193 (146)	49 (11)	54 (34)
警告		9	10	4	9
告発		2	1	2	0
課徴金額		92億6367万円	112億9686万円	270億3642万円	313億1965万円

平成20年度においては、17件、延べ49名の事業者に対し法的措置を採った。課徴金額は総額約270億円。

平成20年11月、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について、3社を刑事告発し、同年12月、6名を追加告発した。

平成21年度(4月～10月)においては、17件、延べ54名の事業者に対し法的措置を採った。課徴金額は総額約313億円。

(注) 課徴金総額には課徴金の納付を命ずる審決を含む。

## イ 法的措置の行為類型別件数

内 容		年 度			
		18	19	20	21 (4月～10月)
私的独占		0	0	1	0
取引制限 不 当 な	価格カルテル	3	6	9	5
	入札談合	6	14	2	9
	小 計	9	20	12	14
取引方法 不 公 正 な	共同の取引拒絶	0	1	0	0
	不当廉売	1	2	0	0
	再販売価格の拘束	1	0	1	0
	その他の拘束条件付取引	0	0	0	1
	優越的地位の濫用	2	0	4	2
	小 計	4	3	5	3
その他(注)		0	1	0	0
合 計		13	24	17	17

(注)「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

## ウ 最近の主要な事件

### (ア) カルテル・入札談合

国土交通省が発注する車両管理業務の入札談合事件（平成21年6月排除措置命令）

テレビ用ブラウン管の製造販売業者らによる価格カルテル事件（平成21年10月排除措置命令）

### (イ) 不当廉売

栃木県小山市において給油所を運営する石油製品小売事業者による不当廉売事件（平成19年11月排除措置命令）

高知市において給油所を運営する石油製品小売業者による不当廉売事件（平成21年4月警告）

### (ウ) 優越的地位の濫用

フランチャイズ・チェーン本部による加盟店に対する優越的地位の濫用事件（平成21年6月排除措置命令）

### (エ) 拘束条件付取引

C D M A 携帯無線通信用半導体集積回路の製造販売業者による拘束条件付取引事件（平成21年9月排除措置命令）

### 3 下請法の概要

#### (1) 目的

親事業者の下請代金支払遅延等の行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護すること。

#### (2) 主な規制内容

##### ア 規制対象

物品の製造委託・修理委託  
情報成果物作成委託（プログラム作成等）  
役務提供委託（運送等）

##### イ 親事業者の義務

発注書面の交付義務，下請取引関係書類の作成・保存義務等

##### ウ 親事業者の禁止行為

受領拒否，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，返品，買ったたき，物の購入強制・役務の利用強制，有償支給した原材料等の代金の早期決済，割引困難な手形の交付，不当な経済上の利益の提供要請，不当な給付内容の変更・不当なやり直し等

#### (3) 違反に対する措置

勧告，指導

#### (4) 運用状況

##### ア 最近の勧告，指導件数等の推移

区分 \ 年度	18	19	20	21 (4-10月)
親事業者向け 書面調査件数	29,502件	30,268件	34,181件	36,342件
下請事業者向け 書面調査件数	162,521件	168,108件	160,230件	-件
勧告件数	11件	13件	15件	9件
指導件数	2,927件	2,740件	2,949件	2,134件

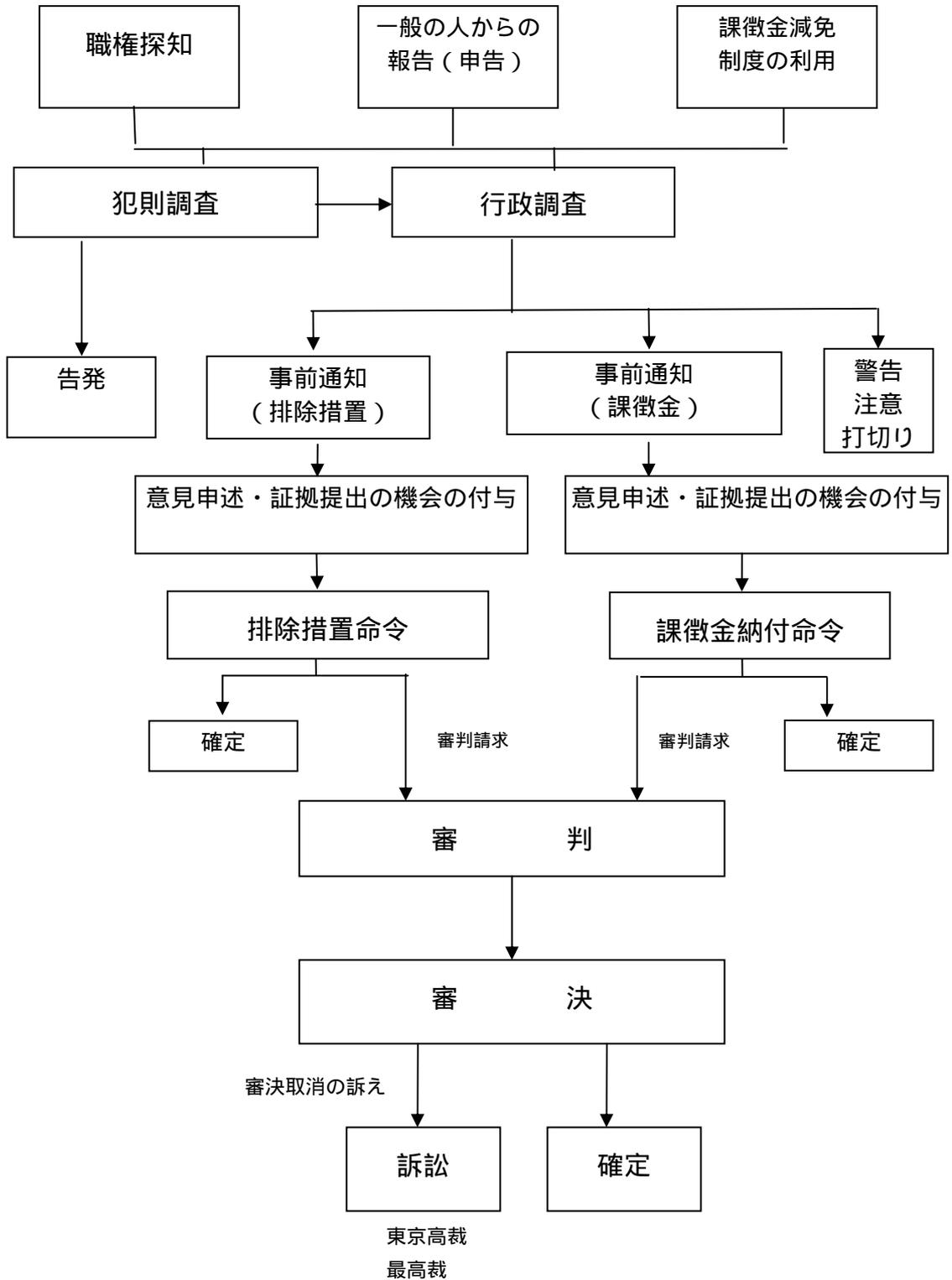
イ 最近の主要な勧告事件

各種商品小売業者による下請代金の減額事件（平成21年2月）

食料品製造業者による下請代金の減額及び利益提供要請事件（平成21年4月）

金属製品製造業者による下請代金の減額事件（平成21年4月，中小企業庁長官からの措置要求案件）

< 独占禁止法違反事件処理手続 >



公正取引委員会の概要等

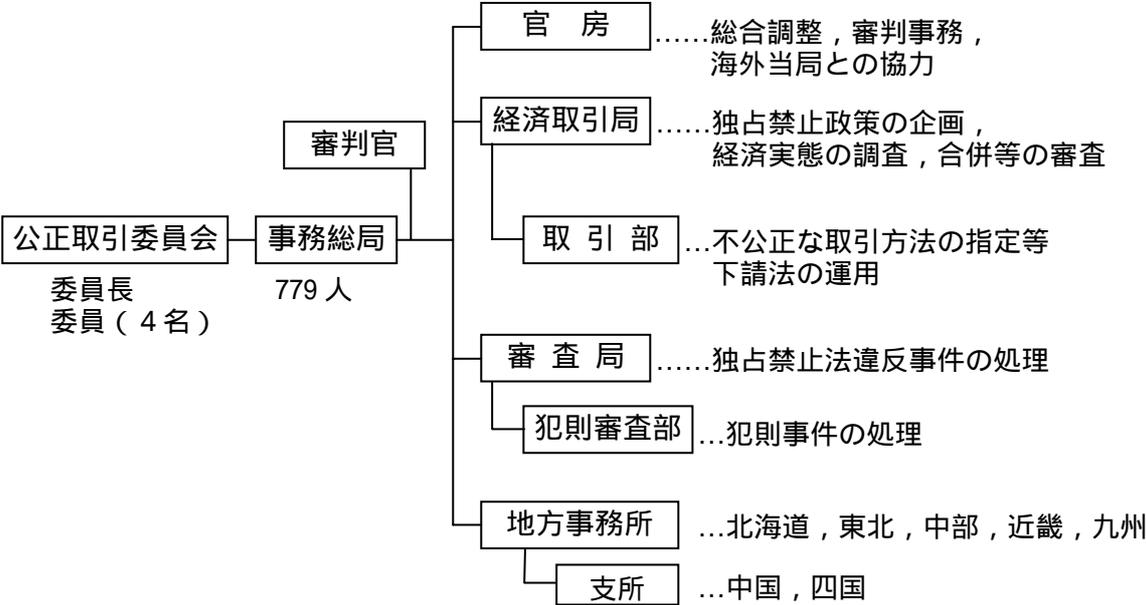
1 公正取引委員会の概要

公正取引委員会は、独占禁止法の目的（公正かつ自由な競争の促進）を達成するために置かれた委員長及び4名の委員により構成された合議制の行政機関。委員長及び委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命。

公正取引委員会は、内閣府の外局として設置され、内閣総理大臣の所轄に属しているが、独立行政委員会として他からの指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、平成21年度末の事務総局の定員は779名。

【公正取引委員会の組織図】



【最近の事務総局定員数の推移】

年度	17	18	19	20	21	
定員 (純増数)	706 (34)	737 (31)	765 (28)	795 (30)	消費者庁 設置前	消費者庁 設置後
					823 (28)	779 (16)

## 2 国会との関係

### (1) 関係委員会

- (衆) 経済産業委員会
- (参) 経済産業委員会

### (2) 年次報告の提出

独占禁止法の施行状況について、毎年、国会に報告

### 【参考1】平成21年法改正について（平成21年6月10日公布）

#### 1 課徴金制度等の見直し

〔算定率〕

##### (1) 課徴金の適用範囲の拡大

- (ア) 排除型私的独占
- (イ) 不当廉売，差別対価，共同の取引拒絶，再販売価格の拘束  
(同一の違反類型を繰り返した場合)
- (ウ) 優越的地位の濫用

	製造業等	小売業	卸売業
排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売等(繰り返し)	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

##### (2) 主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の割増し

(5割増し 例：製造業等の大企業 10% 15%)

##### (3) 課徴金減免制度の拡充

(減免申請者数を最大3社 最大5社へ拡大，グループ会社による共同申請を可能に)

##### (4) 事業を承継した一定の企業に対しても命令を可能に

##### (5) 課徴金納付命令等に係る除斥期間の延長 (3年 5年)

#### 2 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引き上げ

(3年以下の懲役 5年以下の懲役)

#### 3 企業結合関係規制の見直し

##### (1) 株式取得の事前届出制の導入等

##### (2) 届出基準の見直し等 (総資産 売上高，届出閾値の簡素化 等)

#### 4 その他所要の改正

- (1) 海外当局との情報交換に関する規定の整備  
(情報交換を行う場合の条件等を法定化)
- (2) 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備  
(正当な理由がある場合には開示を制限)
- (3) 民事救済制度の拡充  
(差止訴訟における文書提出命令の特則の導入)
- (4) 損害賠償請求訴訟における義務的求意見制度の見直し
- (5) 事業者団体届出制度の廃止
- (6) 公正取引委員会職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ  
(10万円以下 100万円以下)

#### 改正法附則第20条第1項

「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」

独占禁止法改正法案に対する附帯決議（平成21年4月24日衆議院経済産業委員会及び同年6月2日参議院経済産業委員会（抄）

「一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成17年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。」